

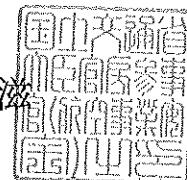


国官参事第 339 号
平成 24 年 5 月 22 日

スカイマーク株式会社
安全統括管理者 坂木 公禎 殿

国土交通省
大臣官房参事官(航空事業安全)
航空局安全部航空事業安全室長

高野 淳



安全運航体制の確立について（厳重注意）

貴社において、平成 24 年 2 月から 5 月にかけて、別紙に掲げる安全上の支障を及ぼす事態が連續して発生したことを受け、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 134 条第 2 項に基づき、5 月 14 日から 16 日の間、貴社に対する立入検査を実施したところ、「運航乗務員による基本操作の不徹底及び基準、規定等を遵守する意識の欠如」、「安全管理管理者を中心とする安全管理体制の不備」及び「社内の意思疎通が不十分」である実態が認められた。

さらに、これらのうち、安全管理体制の不備については、貴社に対して平成 22 年 4 月 6 日に行った安全運航体制の確立のための業務改善勧告においても指摘したものであることにかんがみると、当該業務改善勧告を受けて実施してきた対策の効果が十分でない面があると言わざるを得ず、誠に遺憾であり、厳重に注意する。

については、今般認められた事項について、運航乗務員の訓練・教育体系、組織管理体制の見直し等を含めた必要な対策を講じるとともに、上記業務改善勧告に対する対策の有効性を改めて検証し、必要な措置を講ずることとし、それらの具体的な計画について平成 24 年 6 月 5 日までに報告されたい。

また、別紙に掲げた 6 件の事態については、事実関係のより詳細な調査、既に講じた対策の評価等を実施するとともに、必要な追加の再発防止対策を検討及び実施し、遅滞なく報告されたい。

以上

別紙

- ① 宮古空港進入時における最低降下高度以下の飛行（平成 24 年 2 月 25 日発生）
- ② 成田国際空港出発時における経路からの逸脱（平成 24 年 2 月 26 日発生）
- ③ 成田国際空港到着時における経路からの逸脱（平成 24 年 3 月 27 日発生）
- ④ 百里飛行場における滑走路誤進入（平成 24 年 4 月 22 日発生）
- ⑤ 成田国際空港出発時の主翼防水装置の誤操作（平成 24 年 5 月 9 日発生）
- ⑥ 運航乗務員の乗務時間及び勤務時間の制限超過（平成 24 年 4 月 30 日から 5 月 1 日の間で発生）